

【令和2年6月までの所得判定基準等】

＜所得判定基準＞ 市町村民税所得割額＋都道府県民税所得割額 (保護者等合算額)	就学支援金支給額(b)	授業料本人負担額 (a)-(b)
50万7,000円以上	月額 0円 (支給なし)	月額 19,550円
25万7,500円以上～50万7,000円未満	月額 9,900円 (一律支給のみ)	月額 9,650円
0円 (非課税) ～25万7,500円未満	月額 19,550円 (加算額 9,650円)	月額 0円

【令和2年7月以降の所得判定基準等】

＜所得判定基準＞ 市町村民税の課税標準額 × 6% －市町村民税の調整控除の額 (※) (保護者等合算額)	就学支援金支給額(b)	授業料本人負担額 (a)-(b)
30万4,200円以上	月額 0円 (支給なし)	月額 19,550円
15万4,500円以上～30万4,200円未満	月額 9,900円 (一律支給のみ)	月額 9,650円
0円 (非課税) ～15万4,500円未満	月額 19,550円 (加算額 9,650円)	月額 0円

※6%は市町村民税の標準税率（標準税率との関係で、調整控除の額について指定都市の場合は調整（3/4）を乗じる）が必要）。

※調整控除とは、平成19年に国から地方へ税源が移譲したことに伴い生じる個人住民税と所得税の人的控除の差額に起因する負担増を調整するための控除。

文部科学省 HP 高等学校等就学支援金制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm